

2022年4月1日

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」は、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めています。

(2022年4月1日一部施行・同年10月1日全部施行)

全ての人の人権が尊重される社会へ

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。

インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会構造の変化などによって、人権に関する課題は、複雑化、多様化しています。

不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重しあいながら支えあうことが必要です。

(条例前文から一部抜粋)

条例の詳しい内容については、愛知県人権推進課Webページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichi-jinken.html>



SOGIガイドブックをご活用ください

愛知県では、県民の皆様性に性の多様性について正しく理解し、認識を深めていただくため、民間団体等と連携し、研修や講演会を開催するなど、啓発活動を行っています。

この度、(株)エニシアと連携し、性の多様性に関する基礎知識や企業等における取組事例を紹介した啓発冊子「SOGIガイドブック～性的指向・性自認に関わらず誰もが働きやすい職場をつくろう～」を作成しました。

本ガイドブックは、あいち人権センターで配付中です。なお、人権推進課Webページからダウンロードすることもできますので、研修などに是非ご活用ください。

